

青森県報

第三千三百八十一号

平成二十三年
四月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

救急病院の設置.....	(医療業務課).....	一
障害福祉サービス事業者の指定.....	(障害福祉課).....	一
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定.....	(同).....	二
国土調査の指定.....	(農村整備課).....	二
公共測量の実施.....	(監理課).....	二
都市計画事業計画の変更認可.....	(都市計画課).....	三
公 告		
都市計画事業の変更認可.....	(都市計画課).....	三
開発行為に関する工事の完了.....	(建築住宅課).....	三
出先機関		
土地改良区の役員の就任.....	(東青地域 県民局).....	四
右 同.....	(三八地 区民局).....	四
公安委員会		
技能検定員等の審査の実施.....	(運転免許課).....	四

告

示

青森県告示第百八十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国民健康保険五所川原市立西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	平成二十六年五月一日

青森県告示第百八十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業者		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	生活介護	障害者支援施設 拓光園	弘前市大字百沢二八	平成二三年四月一	
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	生活介護	生活介護 拓光園生活介護事業所	弘前市大字百沢二八	"	
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	児童サービス	山郷館児童デイサービスセンター	弘前市大字百沢二八	"	

社会福祉法人 人健誠会	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	短期入所	月見野園	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	"
社会福祉法人 人健誠会	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	生活介護	月見野園	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	"
株式会社二 チイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目九	重度訪問 介護	ニチイケア センターつ がる	つがる市木造有 楽町三の二	"
株式会社二 チイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目九	居宅介護	ニチイケア センターつ がる	つがる市木造有 楽町三の二	"
医療法人弘 愛会	弘前市大字宮川 三丁目一の四	重度訪問 介護	ケアステ ーションふ れ	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字館岡 二の二	"
医療法人弘 愛会	弘前市大字宮川 三丁目一の四	居宅介護	ケアステ ーションふ れ	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字館岡 二の二	"
社会福祉法 人愛生会	五所川原市大 字金山字千代 鶴一四二	就労継続 支援B型	タワーセ ン	五所川原市大 字漆川字玉椿 七一	"

青森県告示第百二十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	障害者支援施設拓光園
設 置 の 場 所	弘前市大字百沢字東岩木山二六二八
指 定 年 月 日	平成三〇・一

月見野園	つがる市森田町森田月見野四七三三の二	"
------	--------------------	---

青森県告示第百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成二十三年四月十八日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同法第五項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調査期間
南 部 町	大字福田の一部	平成二十三年四月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで

青森県告示第百九十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
- つがる市
- 二 測量の種類
- 公共測量（空中画像デジタル撮影・写真地図作成）
- 三 測量の期間
- 平成二十三年四月十五日から平成二十四年一月三十一日まで

四 測量の地域

つがる市全域

青森県告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十三年四月二十日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（三・三・十号 大野中央公園）

三 事業施行期間

平成十九年二月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画、六戸都市計画及び五戸都市計画下水道事業馬淵川流域下水道（馬淵川処理区）の変更認可について、平成二十三年三月三十一日東北地方整備局告示第七十三号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画、六戸都市計画及び五戸都市計画下水道事業馬淵川流域下水道（馬淵川処理区）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称

三戸郡三戸町大字川守田字西張渡三の七の一部、三の八の一部、三八の一、三九の一、四三及び四四の二

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

三戸郡三戸町大字在府小路町四三三 三戸町

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十七日

東青地域県民局長 小山内 豊彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	工藤 正利	青森市大字左堰字大科二九	平成三・三・五

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蜷川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十七日

三八地域県民局長 鳴海 英章

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	佐々木義徳	三戸郡五戸町大字切谷内字山崎川原五一の一	平成三・四・四

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十九号

平成二十三年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定

員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月二十七日

青森県公安委員会委員長 加福 善貞

一 審査の種類、期日、場所及び項目

審査の種類	審査期日	審査場所	審査項目
教習指導員（普通） 技能検定員（普自一）	平成二十三年五月三十一日から同年六月十日まで（土曜日・日曜日を除く）の午前八時三十分から午後五時三十分まで	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	教習に関する技能及び知識
教習指導員（大型） 技能検定員（大特） 技能検定員（中特） 技能検定員（牽引）	平成二十三年六月十三日から同月二十四日まで（土曜日・日曜日を除く）の午後一時から午後五時三十分まで	右 同	教習に関する技能及び知識
教習指導員（普通）	平成二十三年六月二十七日から同年七月七日まで（七月十一日を除く）の午前八時三十分から午後五時三十分まで	右 同	教習に関する技能及び知識

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭